赤字解消·激変緩和措置計画(柏原市)

都道府県名	保険者 番号	保険者名
大阪府	22	柏原市

I. 赤字の発生状況

I-(1)法定外繰入金の状況

様式5 平成28年度 国民健康保険事業における一般会計繰入金の繰入理由別状況表から転写してください。 ※網掛けは、大阪府の整理による解消すべき法定外継入

決 算 補 填 等 目 的																					
Г	決算補填等目的のもの 保険者の政策によるもの																				
	保険料の収納不 累積赤字補填のた 医療費の増加 後期高齢者支援 公債費等、借入金 高額療養費貸付 保険料(税)の負 地方単独の保険 任意給付に充てる								小	H											
足のためめ						金等	利息		金	Ì	担	緩和を図るため	料((税)の軽減額	ため						
		(m)		•	(m)		(m)		(m)		(FF)			٦	(TT)		(FF)		(TT)	<i>a a</i>	(T)
C	ע	(円)		2	(円)	3	(円)		④ (円)	5	(円)	6	(円)	(1)	(円)	8	(円)	9	(円)	① ~ ⑨	(円)
			0		1.154.188			0	0		0		0		0				4,231,649	5.	385,837

※その他は、理由別に区分けして貼付してください。

															合計								
仔	保険料(税)の減 地方単独事業の 保健事業費に充て 直営診療施設に 免額に充てるため 医療給付費波及 るため 充てるため		納税報奨金(納付組織交付金等)	納税報奨金(納付基金積立		返済金		その他		その他	7	の他	その他		小計								
ול		増等		ින/S	.0)	元(. (3/20)	祖柳义刊 並寺/							部負担金の減 額の補填	多子世帯支援奨 励金		の他 べきもの)	その他				
Œ) (円)	11)	(円)	12)	(円)	13	(円)	⑭ (円)	(1	⑤ (円)		16	(円)	17	(円)	⑱(円)	19	(円)	20		10~20	(円)	@=①~@(円)
	23,443,629		53,085,886		44,186,001		0	0			0		()	8,944,804	0		0		0	129,0	660,320	135,046,157

	(千円)
(A)解消すべき法定外繰入金(国定義) ①~⑨	5,386
(B)解消すべき法定外繰入金(大阪府定義) ①、③~⑨、⑩、⑭、⑤、⑪~⑲	36,620

T (4) 婦 L 本田令の鉱垣横加麺(4)

1-(2)株工九川並の析況培加額(C) (千円													
繰上充用金	平成27年度 0	平成28年度 0	(C) 新規増加額 0										

H28事業年報の数値に合わせてください。

T (2) 未字類

_1-(3) 亦子名	误	(千円)
国定義	(D)=(A)+(C)	5,386
大阪府定義	(E)=(B)+(C)	36,620

『【確認事項】 赤字がある場合で、平成30年度予算ベースまでに赤字を解消する見込みの有無。

□確実に赤字を解消する見込み(赤字解消計画の策定をしない)。

■赤字を解消する見込みが不明または困難(計画を策定する)。

I-(4)赤字の原因

▲ = \ T / VI] マン (水下) | マン (水下)

〇法定外繰入が必要な状況

③任意給付に充てるものについては、30年度の保険料算定時の基礎ファイルに一般会計からの繰入を行う形で報告し、それに対応した予算計上を行っている為、30年度に限り繰入を行う予定。平成35年度まで激変緩和措置として行う⑩保険料の減免及び⑪一部負担金の減免については、引き続き一般会計からの繰入を行う。 〇決算補填等目的によるもの

②累積赤字解消のため・・・1,154,118円(一般会計繰入金の内累積赤字解消に充てたもの)

⑨任意給付に充てるもの・・・4,231,649円(精神結核医療給付分、実給付費-府補助金×50%で算出)

決算補填等目的以外の目的(府基準)

⑩保険料の減免額に充てるもの・・・23,443,629円(保険料減免相当額を一般会計から繰入)

①一部負担金の減免額の補填・・・8.944.804円(市独自基準による一部負担金減免相当分を一般会計から繰入)

※国基準の赤字額・・・5,385,767円(2)+9)

※府基準の赤字額・・・36.620.082円(9+10+17))

Ⅱ. 赤字の解消計画

$\Pi = 0$	(1)	赤字解消	int-	·አካの	其太:	方斜
ш - ч			I <i>VJI</i> :	CL J U J	205.4X	<i>) I</i> W I

Ⅱ-(1)亦子解用のための基本力配	
令和元年度には国定義の赤字が、令和2年度には府定義の赤字が解消された。	٦
	- 1

II - (2)赤字解消のための具体的取組
「③任意給付に充てるもの」については事業費納付金の算定対象の為、平成30年度から繰入を廃止。
「②累積赤字解消のため」については累積赤字が解消されたため、令和元年度から繰入を廃止。
「⑪保険料の滅免に充てるもの」及び「⑪一部負担金の滅免額の補填」については、黒字決算になったことにより令和2年度から繰入を廃止。

II - (3)赤字解消の年次計画 (総括表 国定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
 法定外繰入の解消予定額(率)	-	▲ 74,777	80,163	0	0	0	0	0	5,386
ム足が除入の解用 P 足領(平)	-	▲1388.36%	1488.36%						100.00%
残額	5,386	80,163	0	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-								0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	▲ 74,777	80,163	0	0	0	0	0	5,386
口司 小于肝用了足积(学)	-	▲1388.36%	1488.36%						100.00%
残額	5,386	80,163	0	0	0	0	0	0	0

(総括表 大阪府定義)

※以下の法定外繰入にかかる項目は別紙の内訳を自動集計します

(40) A PC V TIME TO THE TOTAL			Section 1 or test better 1 dates 41 -1						
	対象額	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	最終年次	合計
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
 法定外繰入の解消予定額(率)	-	24,126	3,779	8,715	0	0	0	0	36,620
	-	65.88%	10.32%	23.80%					100.00%
残額	36,620	12,494	8,715	0	0	0	0	0	0
繰上充用金の新規増加額	-	0	0	0	0	0	0	0	0
解消予定額(率)	-								
残額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 赤字解消予定額(率)	-	24,126	3,779	8,715	0	0	0	0	36,620
口口 亦于所用了足頜(平)	-	65.88%	10.32%	23.80%					100.00%
残額	36,620	12,494	8,715	0	0	0	0	0	0

Ⅲ. 激変緩和措置計画

Ⅲ-(1)府統一基準に向けた基本方針

国民健康保険の賦課の基準「仮決定を廃止し、6月の本決定一本化(納付回数10回)」については、平成30年度から統一基準により運用を行う。
保険料率は、大阪府による激変緩和措置の対象になっていない為、平成30年度から統一基準(市町村標準保険料率)を採用する。
国民健康保険料の減免基準は、府の統一基準である「災害、収入の減少、拘禁、条例減免」については、平成30年度から統一基準にて運用を行う。
また、低所得者を対象とした市独自基準の「貧困」については、激変緩和の対象とし、激変緩和期間である6年間は存続させる。
一部負担金の減免基準については、国基準に比べ独自基準の条件が緩和された状態のため、激変緩和期間である6年間は段階的に基準を国基準に近づける形で存続させる。

Ⅲ-(2)激変緩和の年次計画

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	13410-72	113 前に 金子に同じてなみ代かいのためのののこの外面
1 保険料・税区分		統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	当初から保険料
	所得割(割合)	9.09%(50%)	統一	8.52%(50%)	8.76%(50%)	統一	統一	統一	統一	平成30年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和2年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和3年度以後、統一保険料率を採用することを原則とする。
2 保険料率	均等割(割合)	26,640円(34%)	統一	29,559円(30%)	30,984円(30%)	統一	統一	統一	統一	
(医療)	平等割(割合)	22,080円(16%)	統一	31,634円(20%)	32,698円(20%)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	540,000円	統一	580,000円	610,000円	統一	統一	統一	統一	
	所得割(割合)	3.38%(50%)	統一	2.69%(50%)	2.69%(50%)	統一	統一	統一	統一	平成30年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和2年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和3年度以後、統一保険料率を採用することを原則とする。
2 保険料率	均等割(割合)	9,840円(34%)	統一	9,249円(30%)	9,358円(30%)	統一	統一	統一	統一	
(後期)	平等割(割合)	8,160円(16%)	統一	9,898円(20%)	9,875円(20%)	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	190,000円	統一	190,000円	190,000円	統一	統一	統一	統一	

		現状	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	令和6年度	府統一基準に向けての具体的な進め方または取組
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	17110-17	
	所得割(割合)	3.3%50%	統一	2.58%50%	2.66%50%	統一	統一	統一	統一	平成30年度は統一保険料率を採用。令和元年度と令和2年度は激変緩和措置により、標準保険料率を採用。令和3年度以後、統一保 快料率を採用することを原則とする。
2 保険料率	均等割(割合)	11,520円(34%)	統一	19,134円(50%)	19,729円(50%)	統一	統一	統一	統一	
(介護)	平等割(割合)	6,720円(16%)	統一	0円	0円	統一	統一	統一	統一	
	賦課限度額	160,000円	統一	160,000円	160,000円	統一	統一	統一	統一	
3 保険料の減免基	基準	据え置き	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	一部改訂	統一	平成30年度から令和5年度までについては、統一の減免基準+市独 自の「貧困減免」により運用予定。
4 仮算定の有無		仮算定有り	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府統一基準に合わせる。
5 本算定の時期		7月	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府統一基準に合わせる。
6 納期数		12回	統一	統一	統一	統一	統一	統一	統一	平成30年度から府統一基準に合わせる。
7 一部負担金の減免基準		据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	据え置き	一部改訂	一部改訂	統一	令和3年度までは据え置き、適用基準を府統一基準に近づけるよう に随時改定。令和6年度から統一基準にて運用予定。

上記のとおり提出します。

令和 6年 1月17日

大阪府知事 吉村 洋文 様

保険者名 柏原市

代表者名 柏原市長 冨宅 正浩 印

	区分	項目	対象額	第1年次 平成30年度	第2年次 令和元年度	第3年次 令和2年度	第4年次 令和3年度	第5年次 令和4年度	第6年次 令和5年度	最終年度 令和6年度	合計
	E37										
		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
①保険料収納不足のため	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
②累積赤字補填のため	5	解消額	-	▲ 79,009	80,163	0	0	0	0	0	1,15
		解消率	-	▲6846.53%	6946.53%						100.00
		残 額	1,154	80,163	0	0	0	0	0	0	
③医療費の増加	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
④後期高齢者支援金等	国府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤公債費等、借入金利息	İ	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
	国府	解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥高齡者療養費貸付金	i	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
	国府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑦保険料(税)の負担緩和を図るため	1	解消額	-	0	0	0	0	0		0	
	国府	解消率	_	-	-		-	-	-		
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑧地方単独の保険料(税)の軽減額		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
	国府	解消率	_	0	0		-				
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑨任意給付に充てるため	国府	解消額	-	4,232	0	0	0	0	0	0	4,23
		解消率	-	100.00%	0	0	0	Ü	0		100.00
		残額	4,232	100.00%	0	0	0	0	0	0	100.00
		解消額	- 4,232	18,823	426	4,195	0	0	0	0	23,44
⑩保険料(税)の減免額に充てるため	府	解消率	-	80.29%	1.82%	,	0	0	0		
	/m	残額	23,444	4,621	4,195	17.89%	0	0	0	0	100.00
		解消額	- 23,444	4,621	4,193	0	0	0	0	0	
⑩納税報奨金(納付組織交付金等)	府	解消率	-	0	0	0	0	0	0		
	, m	残額	- 0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤基金積立		解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
	府	解消率	-	0	0	0	0	0	U	- 0	
	, mi			0		0					
⑪その他(一部負担減免額の補填)		残額 解消額	- 0	1,072	3,353	4,520	0	0	0	0	8,94
	府	解消率				,	0	0	0		
	ינית		- 0.045	11.98%	37.48%	50.53%		_			100.00
		残額	8,945	7,873	4,520	0	0	0	0	0	
⑱その他(多子世帯支援奨励金)	r#x	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
	府	解消率	-								
		残額	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑲その他(解消すべきもの)	府	解消額	-	0	0	0	0	0	0	0	
		解消率	-								
		残 額	0	0	0	0	0	0	0	0	